

パネル ディスカッション

変革の兆し

納税環境整備を巡る諸問題

2月4日に実施したパネルディスカッションの発言要旨を掲載する(文責・広報委員会)。変革の時にある納税環境整備について、学者、国会議員、実務家税理士がそれぞれの立場で議論を展開した。



昌彦氏 柴山

の法令違反行為を放置しているときに、国民がこれを告発する、すなわち書面で具体的な事実を行政庁に対して、こういうことは是正されなくちゃいかんじゃないかという申立てをすることによって、行政庁が、もちろん事業者に対してきちんとしてくれるように、聴聞とか弁明を経たうえで、けれども、処分を端緒をつくるっていくですか、あるいは、この2番目が非常に重要なんですけれども、これまで行政指導というわけのわからないプロセスがあったわけですね。法律の要件に適合しない行政指導を受けたのではと思う場合に、

人が裁判官をやるといっている、とんでもなくてデュープロセスではあり得ないということですよ。

三木(コーディネーター) 皆さんの日常の申告業務とは少し場面が違います。が、万が一問題になったときの権利救済のあり方について、今度大幅に変わる可能性がありますが出てまいりました。救済制度の改革の大きな波が今回押し寄せています。事後手続について、精神的に行ってきたくださった柴山先生に司法制度改革のあり方について伺います。

行審法改正の概要

柴山 私は弁護士出身です。特にこの行政不服審査のあり方は、裁判に訴えたときのバランスというものを考えなくてはならないと思っております。

この不服審査という手続は、簡易・迅速ではあっても、本当にちゃんと判断してくれるのか、ということが極めて大きな問題となっております。

要は事件捜査に携わった

青木先生、われわれの仕事との関係性について、お話ししていただけますか。

不服審判制度の見直し

青木 私は昨年の1月まで総務省の行政管理局にいて、この法律の法案づくりをしていました。

①異議申立前置主義の廃止 税務署に対して再調査の請求をするか、直接国税不服審判所に審査請求をするか選択できるようになるといいのですが、これは極めて大きいと思います。

②申立期間の延長 少し短いという意見もありますが、簡易・迅速なこの不服申立てという性質に鑑み3か月となりました。

③審理関係人による物件の閲覧と謄写 今回、写しの交付ということで規定されるようすが、謄写が規定されるということは非常に大きな改正です。

今回の改正で、審判官、審判官は職権で自分で調査できますので、審判官が職権で集めてきた資料も閲覧、謄写の対象になる。透明性、公正性に資するということが有意義ではないかというふうに考えます。

④審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行等の手続規定の整備

今回、東京税理士会の会報の中に、実務研究として青木先生が今度の「国税不服申立制度の見直し」というのを書かれております。

□頭意見陳述です。今度の改正では、処分庁に対して直接質問できます。もちろん審判官もいるなかで、裁判所のように、直接処分庁に対しての質問権も規定されることになりました。

⑤国税通則法99条の改正 国税不服審判所と国税庁長官の距離ができて中立性が高まります(図)。

三木 柴山先生はこの99条の問題についてどうお考えでしょうか。

柴山 裁判機関というのは第三者性をもたなくてはならないということが基本中の基本です。

(図)の現行法のように 国税庁長官が裁判手続に匹敵するこの不服審判所長に対して、指示をするというような手続はなくなるといいことは評価をいただければいいかと思えます。

私は、在野法曹、弁護士、あるいは税理士に、要するに民間でちゃんとやってきた実績のあった方々から、その審判官を登用すべきだということは何年か前から言い出して、これがお陰さまでどんどん進んできています。私は非常にいい流れができてきているんじゃないかなというふうに思っています。

再調査の請求(選択制)

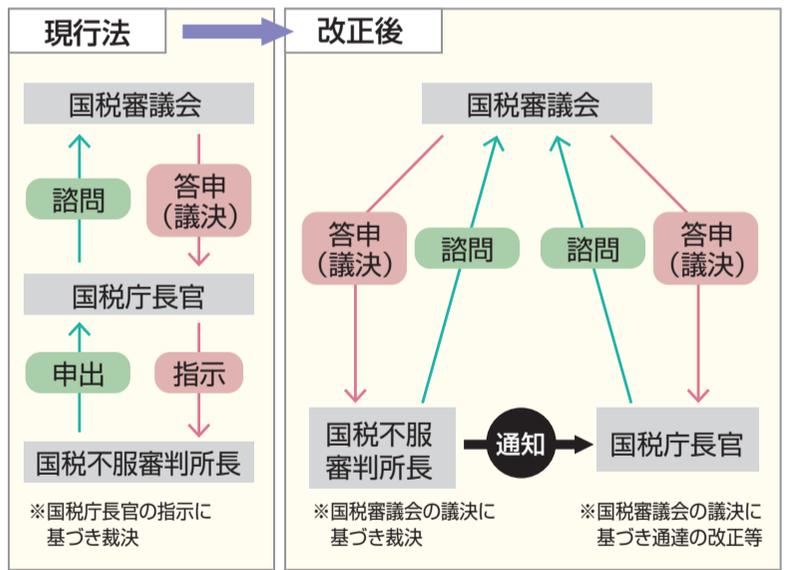
三木 税理士の業務の関係で、従来、法制的にも異議申立て、審査請求という2段階が調整されていたんですが、今回からこれが選択制になりました。事実認定が争点である場合には、もう一回処分庁に事実関係

を確かめてもらうという意味で、再調査の請求をするのは実益があるかもしれませんが、しかし、法令解釈が問題になっているときは思い切ってもう審査請求からということになるかと思えます。

この改正を税理士の立場からどう受け止めていくべきでしょうか。

宮本 平成23年から理由附記等で行われる事前手続について法制化されました。今回は申告後の事後手続について救済されるという大きな流れです。

国税通則法第99条の改正(イメージ)



宮本 雄司氏 従来同様その異議申立てに代わる再調査の請求というのを実践してみたい。そして同時に異議申立てでも口頭意見陳述はでき

我々は税理士として税務調査の段階でまとめあげてしまおうというテクニックもありますし、納税者の意向を聞きながら実践していくわけなんですけれども、今度この行政のサービスの環境としてでも、再調査の請求を使わせていただきたいと思えます。事実関係の争いなら、もうどんどん再調査の請求をしていただき、法令の解釈であれば、審査請求まで一度でいい。そういう使い分けをぜひしていただきたいと思えます。

Advertisement for 'Tax Practitioner Professional Liability Insurance' (税理士職業賠償責任保険). It includes details about the 2014 recruitment period (June 1-30), terms of insurance, and a recommendation for new members to join a 'Pre-tax consultation business guarantee' (事前税務相談業務担保特約). It also lists participating insurance companies like Dai Nippon Insurance and Nippon Fire Insurance.